平成２３年（フ）第３号
宮城県登米市米山町西野字藤渡戸32番地
債務者　石川　芳光
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第４号
宮城県登米市米山町字桜岡貝待井685番地
高橋アパート２階２号
債務者　泉田　元子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第５４号
長崎県松浦市志佐町高野免60番地１
債務者　倉本　政則
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
山口県美祢市秋芳町別府3726番地
債務者　梨木　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７７３号
神奈川県藤沢市鵠沼花沢町９番13号
債務者　堀江　早苗
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４３号
川崎市宮前区平４丁目18番39号、前住所神奈川県逗子市新宿４丁目10番７号ヒルハウスヒロヤマ202号
債務者　七海　純子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８２号
川崎市中原区上小田中１丁目11番19号　第一弘美荘101、居所横浜市都筑区東山田町1357番地　介護老人保健施設都筑シニアセンター
債務者　白樫　　茂
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８３号
川崎市中原区上小田中１丁目11番19号　第一弘美荘101
債務者　白樫　正憲
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０９号
川崎市川崎区昭和２丁目15番３号　メゾンカトレア101、前住所川崎市川崎区殿町３丁目10番16号　フラワーコーポ303
債務者　市沢　行男
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９３３号
川崎市川崎区池田１丁目３―25佐野荘102、住民票上の住所川崎市川崎区池田１丁目９番３号
債務者　飯嶋　正人
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９４１号
川崎市川崎区小田２丁目14番23号　ミウラコーポ203、前住所川崎市川崎区田島町21番９号　飯塚方２Ｆ
債務者　三橋　充巳（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９５７号
川崎市中原区木月４丁目47番18号
債務者　矢端　　豊
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９５８号
川崎市多摩区登戸新町75番地　マリンレイク302
債務者　濱田　詔子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９６２号
川崎市多摩区長沢１丁目６番５号　パインクリークビュー105
債務者　高橋　忠儀
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９６３号
川崎市多摩区長沢１丁目６番５号　パインクリークビュー105
債務者　高橋　貴子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係